

発議案第 3 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第 3 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第 1 号）第14条第 2 項の規定によ
り提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	吉 田 喜 博
〃	〃	小 川 文 子
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	赤 丸 秀 雄

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条　〔略〕 2　期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。	（期末手当） 第5条　〔略〕 2　期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。
備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。